

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年8月26日（水曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時29分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

① 土地の取得に関することについて

(道路建設課)

② 水戸市都市公園に関することについて

(公園緑地課)

(2) その他

2 出席委員（5名）

副委員長 萩谷 慎一 君 委員 中庭 次男 君

委員 五十嵐 博 君 委員 小川 勝夫 君

委員 松本 勝久 君

3 欠席委員（1名）

委員長 飯田 正美 君

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長 渡邊 雅之 君 建設部技監兼  
建設計画課長 大森 幹司 君

建設部技監兼  
道路建設課長 安達 茂 君 建設部技監兼  
内原建設事務所 長 谷萩 幸治 君

道路管理課長 有金 正義 君 生活道路整備  
課 長 川又 弘一 君

河川都市排水  
課 長 大山 裕己 君 建築課長 大和田 聡 君

土木補修事務  
所 長 小田 博之 君

都市計画部長 加藤 久人 君 都市計画部技監兼  
市街地整備課長 木村 勤 君

都市計画部技監兼  
泉町周辺地区  
開発事務所 長 大和 直文 君 都市計画課長 柴崎 美博 君

建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道部技監兼 給水課長	梶山学君
水道総務課長	梶山哲君	経理課長	栗原千尋君
料金課長	倉田佳則君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務 所長	島孝夫君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松葉光隆君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島卓也君	書記	堀江良君
------	-------	----	------

午前10時 2分 開議

○萩谷副委員長 おはようございます。

本日は飯田委員長が所用のため、欠席との連絡がございましたので、水戸市議会委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を行います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)及び(2)のとおり、第3回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、土地の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

土地の取得に関することにつきまして御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(大野工区)の用地といたしまして、水戸市東大野字天宮202番ほか14筆の土地につきまして、下記のとおり取得するものでございます。

1、土地の表示といたしまして、水戸市東大野字天宮202番ほか14筆、面積は田、畑、山林を合わせまして7,381.00平方メートルでございます。

2、取得価格は3,873万185円でございます。

3、契約の相手方は でございます。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(大野工区)事業の用地とされている区間が、今回報告させていただきますところでございます。

大野工区は、都市計画道路3・5・143号吉沼磯浜線から国道51号までの延長2,225メートル、道路幅員25メートルで事業を進めております。

次に、3ページをお開き願います。

用地取得箇所図のうち、赤い色で表示されている箇所が今回、用地取得する15か所の箇所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第3回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上となります。

○萩谷副委員長 次に、水戸市都市公園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、よろしくお願いたします。

都市計画部公園緑地課提出の建設企業委員会資料、水戸市都市公園に関することについて御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、植物公園の指定管理者制度の導入に伴う関係規定の改正及び植物公園の観賞大温室等の再整備の完了に伴う利用料金の特例規定の削除を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、お手数ですが、3ページをお開きください。

新旧対照表により主なものを御説明いたします。表の左が現行、右が改正（案）となっております。

第1条の改正としまして、水戸市都市公園条例第4条の指定管理者による管理については、指定管理者制度を導入しますので、植物公園を除く以下の部分の文言を削除するものでございます。

第5条の指定管理者の行う業務についても同様となります。

第6条については、見出しの「使用期間等、使用時間等及び休日」について、「利用期間、利用時間及び休日」に改正するほか、条文中についても不必要になる文言と項を削除するものでございます。

4ページをお開き願います。

中段の第10条については、見出しの「使用等の許可」を「利用の許可」に改め、第1項及び第2項を削り、第3項及び第4項を繰り上げるものです。

第15条については、今回の条例改正による適用条項の整理でございます。

5ページをお願いいたします。

第16条については、使用料等に関するものでございます。指定管理者制度の導入に当たり、利用料金について新たに定めたものでございます。

第20条については、不必要な項を削除し、残りの項を繰り上げるものでございます。

6ページをお開き願います。

第26条及び第29条については、指定管理者制度の導入に当たり、適用条項を整理するほか、必要な文言の整理を行ったものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第31条については、不要になる条項を削除するほか、文言の整理を行ったものです。

次の付則につきましては、指定管理者制度導入に伴う「使用料」、「使用期間」、「使用時間」などを「利用料」、「利用期間」、「利用時間」に改めるものでございます。

8ページをお開き願います。

中段、第2条の改正としまして、付則の第4項中、見出しの「植物園の利用料金の特例」につきまして、観賞大温室等の再整備の完了に伴い、通常料金に戻すため削除するものでございます。

1ページにお戻りください。

3、施行期日につきましては、指定管理者制度導入に伴う関係規定の整備につきましては令和3年4月1日とし、利用料金に係る特例規定の削除につきましては、公布の日から起算して8か月を超えない範囲内において規則で定める日といたします。

なお、経過措置としまして、この条例の施行日前に市長が交付した植物公園の回数券については、令和3年4月以降、指定管理者が交付した回数券とみなすものといたします。

最後になりますが、本件の水戸市都市公園に関することにつきましては、9月の第3回定例会市議会議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○萩谷副委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

それでは、資料の請求がありましたら、発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 資料請求でも何でも構わないんだけど、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の用地買収の件でこれは私も早く進めてほしいという気持ちでいますから、これは何の問題もございませんけれども、その手前のほうは、県のほうでどのような説明しているのか私もよく分からないんだけど、大体元吉田町から県道長岡水戸線まで行っていますね。県道を越えて今度は国道6号バイパスにいきますよね。その辺のところの計画というのはどうなっているのか。地元の皆さんは知っているのかどうか分かりませんが、私どもは分からないんですが、これは県の事業なんですね。だから、この用地費のほうは多分国のほうから半額ぐらいは出るんだろうと思うんですけども、土地のほうは評価が安いから大した金額じゃないけれども。

その手前のほうの酒門6差路から丹野病院の方に行く県道中石崎水戸線、少し行くと今度は国道6号バイパスということになるんだけど、あの辺の計画と、いつ頃あの辺が完成されるのか、もし分かっておったならば、ここでお答えをいただきたいし、分かっていなければ、次回の委員会で資料でも結構ですので、お願いをしたいというふうに思っていますけども、答弁できますか。分かっていますか。

これは県のほうと国のほうと、水戸市がとりあえず先行買収はやって、県のほうが事業をやっているのかな。

○萩谷副委員長 それでは、大森技監兼建設計画課長。

[発言する者あり]

○萩谷副委員長 松本委員、安達技監のほうがよろしいですか。

○松本委員 大森さんでもいいよ。

○萩谷副委員長 じゃ、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員からお話いただいた、全体の状況についてお答えしたいと思います。

今、お話しいただきました元吉田町から国道6号までの区間は、都市計画道路3・3・2号中大野中河内(酒門工区)ということで委員御指摘のとおり、県のほうで事業が進められております。

今、現場は大体県のほうにもせんだっていろいろ確認はしているんですが、用地取得はかなり進んでいますが、まだ数名ちょっと残っているというようなお話はうかがっています。

現地の状況は、西側のほうの元吉田町のほうから来まして、国道6号に接する手前の県道中石崎水戸線、丹野病院から上がってきたところになりますけれども、その辺りまでは大体形が見えてきていて、そこから東側の国道6号のほうについても用地交渉を進めながら、今順次進めているというふうな形で話はうかがっております。

一応事業認可を取りながらの進捗ということで、認可書上は令和6年度末までの期間の中で事業を進めていくというようなお話でうかがっております。

また、一部完成しているところについては、何とか早く通してくれというようなお声が大分地元からも出ていたというようなお話もありまして、暫定的に県道中石崎水戸線のところの接続部までを通せるような形で今、県のほうで調整しているというようなお話をうかがっております。

状況は以上であります。

○萩谷副委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、要するに交差は平面交差の計画ということですか。あれ、昔というか、しばらく前の国道6号がずっと上に上がっていくという計画は、もう全く消えちゃったと。国のほうでもお金がないというようなことで、あの計画も消えちゃったということですね。

そうすると、県道のところにも信号機をつけなくちゃならないでしょう。そうすると、国道6号バイパスにも信号機をつけなくちゃならないでしょう。あれ、信号機と信号機との距離というのは、基本的に何メートル以上でなければ駄目だというのは決まりがありますよね。あれで大丈夫なんですか。ちょっとそれが疑問だと思うんだ。

だから、むしろこっちを買収するより手前のほうからやっていくのが本当なんではないのかなというふうに思っているものですから。この買収は反対するわけではありません。これはこれでいいの。だけれども、お金がないの何のというこういう時代だから、とりあえず買えるところからというようなことなんだろうと思うんですけども、道路というのは手前からやっていって、その辺の交差と交差、信号機と信号機の距離、この辺は交通規制からいって別に支障がないと、規格には別に何ら問題はないというようなことなんですよ、県がやっていることなんだから、もちろん。

そうすると、令和6年までだと、来年が3年だ、あと4年。4年たたないとここが完成できないということになっちゃうんだね。いかがなものなんだろうね、これね。やっぱり利用するのは水戸市民だし、地元の皆さんなんだし、そこが通り抜けができれば、かなり便利にはなるし、もう少し早く速やかにできないのかなと私は思ったものですから、これは議案ですから、これで終わります。

○萩谷副委員長 分かりました。

それでは、ほかに資料請求等ございますか。

中庭委員。

○中庭委員 これは公園緑地課というようなことで聞いていますけれども、直営でやっている植物公園が今後は何か民間に委託、あるいは指定管理者を決めていくということなんですけれども、ここには市の職員も何人かいらっしゃいます。有名な職員の方もいらっしゃいますけれども、そういう方々はどうなるのかということと、現在の職員体制というのはどうなっているんですか、植物公園の職員体制がどうなっているのかも含めて、その資料を頂きたい。

それから、あと収入がありますよね。これもどのくらいの収入があるのか、その2つを次回、9月17日の委員会で提出をしていただきたいと思いますと思うんですけども、お願いします。

○萩谷副委員長 上田公園緑地課長。

〔「資料請求」と呼ぶ者あり〕

○萩谷副委員長 資料請求ですか。

○中庭委員 答弁を求めているわけじゃないんです。資料請求。

○萩谷副委員長 資料請求ということで、各委員の皆さん、問題ないですか。

現在の植物公園の職員体制及び収入状況、そういった収支の関係というふうな資料をお出しいただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○萩谷副委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いします。

次に、その他に入ります。

各委員の皆様から何かございましたら、発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 市営住宅の問題なんですけれども、実は7月1日から市営住宅の家賃の減免制度が改善されました。そして、これまでは生活保護以下の人しか減免がされませんでした。今度は非課税であれば減免になるということなんですけれども、実はみと市営住宅だよりというのを見ました。これは水戸市の市営住宅に入居している方全てに郵送されたものなんですけれども、この中で家賃減免制度について触れておりますが、この中では、家賃減免申請に伴う添付書類が一部削除されましたとしか書いてないんです。要するに、非課税であれば家賃が減免になるということが一言も書いてないんですけれども、これについてはちょっと分かりにくい記載じゃないかと思うんですけれども、この添付書類が一部削除されましたという意味をお答えいただきたい。

○萩谷副委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員さんからの質問にお答えします。

今回、お便りを配布したときに、一緒に収入申告の更新関係の書類も一緒にお渡ししておりました、そちらのほうの書類に減免関係のできることは記載しておりますので、そちらを読んでいただければということで、今回、そういう対応をさせていただきました。

以上です。

○萩谷副委員長 中庭委員。

○中庭委員 だけれども、これではどうも分かりにくいですよ。やっぱり、この市営住宅の家賃の減免制度が県営住宅と同じように減免になった、減免の拡大がされたということが書いてないんですけれども、これは改善できないんですかね。要するに非課税で均等割も所得割額もゼロであれば、家賃が4分の1になるという制度の説明って載ってないんじゃないですか、これ。どうなんですか。

○萩谷副委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 先ほどお話しとおおり、その通知と一緒に入れている収入申告の書類に減免制度のほうは詳しく書いてありますので、それで住民の方には理解していただきたいということで配りました。

ただ、中庭委員さんのほうで不安があるということであれば、今後、その対応については検討したいと思

います。

以上です。

○萩谷副委員長 中庭委員。

○中庭委員 家賃減免申請に伴う添付書類が一部削減されましたというのは、添付書類というのは何をいつているんですか、これは。

○萩谷副委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 以前の制度ですと、課税関係の書類と併せまして、現況の収入状況が分かる書類の提出を求めています。今回の制度改正によりまして、そういった書類は省きまして、課税証明書1通のみいただければ判断できるということになりましたので、書類のほうは少なくなりましたということで御案内させていただきました。

○萩谷副委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに、今まで家賃減免申請をする場合は、収入報告と併せて、その世帯が生活保護基準以下ということが証明しなくちゃならないということで、これまでは給与証明書、3か月分遡って添付するとかいろいろな面倒くさい書類がいっぱいあったんですよね。これがなくなると、要するに非課税世帯であれば、県営住宅などに自動的に家賃が減免されることになったという意味なんですか、これ。そこを確認したい。

○萩谷副委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 委員御指摘のとおりでございます。

○中庭委員 それで何件ぐらい、これによって減免申請というのが増えたんでしょうか。

○萩谷副委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 制度改正以降、新規で申請があった方は現在のところ25名でございます。

以上です。

○萩谷副委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、これまでの減免制度の差がどうなったのかとちょっと調べてみたんですよ。高齢者ひとり暮らしの場合は、生活保護基準以下という、例えば河和田団地では月収8万7,000円以下の場合、これは減免になるんです。

しかし、今回、非課税世帯まで拡大されましたから、そうなりますと約12万7,000円まで減免の額が広がるということで、月額でいうと約8万7,000円から12万7,000円に増えたわけだから、4万円広がったわけですよ。

だから、そういう点では県営住宅並みにしたということで非常によかったというふうに思うんですよ。

しかし、今の答弁では25名しか増えていないということなんで、私はやっぱりもっとこういうふうに減免の額が広がったということを、ぜひもっと宣伝していただきたいというふうに思うんです。

それで、非課税世帯も減免の対象になったということを知りやすいチラシを作っていただきたいということと、もう一つは、今、市営住宅は入っている方が約3,000世帯あるわけですね。そのうち、約1,200世帯が非課税世帯だと言っておりますが、しかし、現在、減免されているのが650世帯ぐらい



だと思ふんで、まだまだ減免を受けていない方もたくさんいらっしゃると思ふんですが、そういう点ではもっとこれをPRしていく必要があるんじゃないかというふうにおもふんです。

今、コロナ禍で暮らしが大変になっています。廃業を考へているお店もある。家賃も払えない、そして、暮らしも大変という状況になっていますから、そういう点ではもっと家賃の減免制度を市民の皆さんにPRするということが必要じゃないかと思ふんですが、その点についてお答えいただきたい。

○萩谷副委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 実際のところ、まだまだたくさん対象になる方はいると私どもでも考へておりますので、その辺については引き続きPRをしまして、必要な方については対応していきたいと思ひます。

○萩谷副委員長 中庭委員。

○中庭委員 特に水戸市は、2017年、2018年から家賃滞納した場合には、強制的に裁判で追い出すということでやっており、ホームレスになった人もいるということなので、私はやっぱり今1,200世帯いる非課税世帯が全て家賃減免になって、やっぱり入りやすくなる。今でも政策空き家を含めると700世帯も空いているという状況にありますので、ぜひこの制度の周知徹底を図っていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○萩谷副委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 引き続き制度のほうの説明をしてみたいと思ひます。

以上です。

○萩谷副委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○萩谷副委員長 それでは、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時29分 散会